

西宮市市制施行
100周年
ロゴマーク・キャッチフレーズ
使用マニュアル
(第1.1版)



たのしみた、しらのしみた

西宮市 100周年

政策推進課
周年事業チーム

目 次

○はじめに	P. 1
①ロゴマーク・キャッチフレーズの使用について ..	P. 2
②使用許可基準と許諾料	P. 3
③使用申請の手続き	P. 9
④許諾期間と使用変更・使用追加の手続き	P. 12

令和6年1月1日作成
令和6年1月16日改定
令和6年3月22日改定

はじめに



◆ 西宮市 100 周年のロゴマーク・キャッチフレーズについて

市では令和 7 年（2025 年）4 月 1 日、西宮市は市制施行から 100 周年の節目を迎えます。市民のみなさまや事業者、関係団体の方々とこの記念すべき年を共に祝い、またその後の未来へと思いをつなげていく様々な記念事業を実施します。

この市制施行 100 周年やその記念事業を広く周知し、盛り上げていくための情報発信に活用するツールとして、ロゴマークおよびキャッチフレーズを制作しました。

これらは、西宮市が積極的に活用するのはもちろん、市民のみなさまや事業者の方々にも、本マニュアルに沿って自由に活用いただけるようにしております。

みんなでこのロゴマークとキャッチフレーズを活用し、西宮市 100 周年を一緒に盛り上げていきましょう！！

◆ 制作の経緯

西宮市 100 周年ロゴマーク・キャッチフレーズは、西宮市が行ったロゴマークとキャッチフレーズの募集で、最優秀賞を受賞した作品を元に制作されました。ロゴマークの調整やキャッチフレーズのビジュアル化は、西宮市在住の“ハッピークリエイター”「たかい よしかず」氏によるものです。また、それらの組み合わせのバリエーションや、この西宮市 100 周年を祝う新しいポーズの「みやたん」（西宮市キャラクター）も作っていただきました。

◆ ここがポイント！！

【ロゴマーク】

西宮市の 100 周年を祝うデザインに加えて、数字の「100」の中に、ひらがなの「にし」の文字も隠れています。

この隠れた「にし」は、見る距離やマークの大きさなどによって大きく印象が変わるのでみなさまも是非試してみてください。

【キャッチフレーズ】

フレーズの持つ未来へのワクワク感や楽しい雰囲気イメージをビジュアル化したものです。西宮市ならではの韻の踏み方が印象的ですが、応募も韻を踏むように、まったく別の 2 名の方から同じフレーズが届いておりました。また、「たのしみや」は、「楽しみだ」のほか、「楽しんでね」という二重の意味も持っています。100 周年を通して、みんなで「たのしみや、にしのみや！」と盛り上がっていきたいと思います。

どちらも 100 周年ならではの、華やかで楽しいイメージを大事にしつつ、視点によって印象や意味が変わるというような仕掛けがあり、このロゴマークやキャッチフレーズだけでも、会話や遊びが生まれるようにという思いがあります

①ロゴマーク・キャッチフレーズの使用について

西宮市 100 周年のロゴマーク・キャッチフレーズは、適正な管理をするために使用基準を設けております。商品化、地域活動、商業広告・公共広告などへのご利用にあたっては、使用基準に沿って、適切にご利用下さい。ご利用には、後述の説明に従って申請をしていただき、西宮市から許諾を受ける必要があります。

また、②で示す「みやたん組み合わせ版」や「キャラクター単体」など、西宮市キャラクターの「みやたん」を含んだバージョンの使用は**有償による使用**と**無償による使用**とに区別され、有償の場合は使用権設定契約の締結や、使用許諾料の支払い、完成品の提出を行う必要があります。

申請より使用権設定契約の締結（または使用許諾の通知）まで1～2週間程度を要します。また、その後に見本の提出などの最終確認も必要となりますので申請書はお早めにご提出下さい。

なお、放送機関、新聞社、通信社等の報道機関が報道目的に使用する場合及び西宮市役所（西宮市が構成団体となっている実行委員会等を含む）の発行物の場合は、申請は不要です。

無償使用と有償使用について

◆無償となる場合

以下の場合は無償となります。

- ・ロゴマーク、キャッチフレーズのみの使用の場合（「みやたん」を使用しない）
- ・「みやたん」を含んだバージョンを以下の使用目的で使う場合

団体等	使用目的
国、地方自治体、その他公共団体	公共または公共用に使用するとき。
自治会、その他の公共的団体等	公益的な活動に使用するとき。
放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関	報道目的に使用するとき。
出版社、旅行会社等	市への誘客効果が期待できるとき。 (例:観光パンフレット、旅行雑誌など)
西宮市内の団体等（※）	特定の団体や商品を推奨するものでなく、無償とする事が適当であると認めるとき。
その他	西宮市のPRに資するなど、公益上の観点から無償とする事が適当であると認めるとき。

※使用する媒体・内容等から総合的に判断します。

◆有償となる場合

上記以外は（営業目的での生産販売など）すべて有償となりますので、使用許可基準をご参照の上、提出する申請書にて、その旨の選択肢の選択と必要事項の入力をお願いします。

②使用許可基準と許諾料

◆使用できるデザイン

使用できるロゴマーク・キャッチフレーズのデザインは、次の通りです。
デザインの表示色は、マニュアルで指定された指定色のみです。

<単体版> (無償)



たのしみだ、ししのみだ

たのしみだ、
ししのみだ

ロゴマーク単体

キャッチフレーズ単体 (一行版)

キャッチフレーズ単体二行版)

※キャッチフレーズとロゴマークを隣接して掲載する場合は、原則として以下の「一体版」など、既に組み合わせた形になっているものを使うこととし、それぞれの単体版を独自に組み合わせることはお控え下さい

<一体版> (無償)



ロゴ・キャッチ一体 (タテ)

ロゴ・キャッチ一体 (ヨコ)

<単色タイプ> (無償)



たのしみだ、ししのみだ

たのしみだ、
ししのみだ

ロゴマーク単体

キャッチフレーズ単体 (一行版)

キャッチフレーズ単体二行版)

＜みやたん組み合わせ版＞（用途によっては有償）



みやたん組み合わせ（ヨコ）



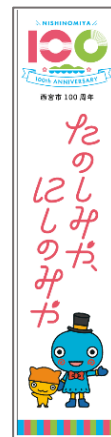
みやたん組み合わせ（ヨコ 顔のみ）



みやたん組み合わせ
（タテ）



みやたん組み合わせ
（タテ 顔のみ）



みやたん組み合わせ
（タテ長）

＜キャラクター単体＞（用途によっては有償）



みやたん



みにゃっこ

100周年みやたん

100周年みにゃっこ

※西宮 100 周年のロゴマークを使用した紙面や媒体、商品、企画等でのみ、キャラクター単体での使用も可能。西宮 100 周年と無関係の目的での使用はお控えください
 ※みやたんとみにゃっこのサイズ比は上画像を参照してください。なお、みにゃっこ単体のみの使用は原則として不可とします

◆表示方法

1. デザインの使用にあたっては、許諾時にお渡しする「西宮市 100 周年デザインマニュアル」をご覧くださいの上、**必ずデザインマニュアル掲載のデザインをご使用下さい**（P.8「使用できない場合」もご参照ください）。また、上記掲載のデザインであっても、独自に色味や角度、縦横比等を変えて表示するのはお控えください。その他、デザインの一部のみを使用する、デザインの一部が隠れるなどの表示もお控えください。
2. デザインを使用する際の背景については、特に指定はありませんが、西宮市 100 周年デザインと色味や図柄、文字が一体化しているように見えてしまうものを背景とすることはお控えください。
3. ロゴマークやキャッチフレーズ、みやたんを隣接して掲載したい場合は、原則として、既に組み合わせた形になっているもの使うこととし、それぞれの単体版を独自に組み合わせることはお控えください。また、独自のロゴマークやデザイン等を間に挟むなど、誤認や混同を招くような表示もお控えください（ただし、背後の模様が単なる背景として認識できる場合には可）。
4. 「許諾番号」の表示が必要です。
 - (1) 有償、無償問わず、デザイン使用許諾時（使用許諾契約の締結時）に発行する「**許諾番号**」を同一紙面上に表示してください（ただし、写真使用、西宮市役所発行物の場合は省略可）。
 - ・有償→（西百有）第〇〇〇〇号
 - ・無償→（西百無）第〇〇〇〇号
 - (2) 「許諾番号」の表示場所は特に定めておりません。イラストから離れた場所や記載したシールの貼付でも目視確認が可能であれば構いません。また、フォントサイズを小さくしても構いません。（例3参照）。
5. みやたんの「吹き出し」言葉を使うことは可能です。但し、みやたんの吹き出し言葉として適切でない内容であると判断した場合はお断りする場合があります（例4参照）。
6. 有償利用の場合は著作権表示「©たかいよしかず」を同一紙面上に必ず表記して下さい。また、フォントサイズを小さくしても構いません。（例3参照）

【例1】NGパターン



×組み合わせや角度、縦横比を変更しての表示



×色味の変更

【例3】

- ◆「許諾番号」及び著作権表示は同一紙面上で目視確認が可能である場所であればどこでも表示可能です。



表示例 (デザインと隣接、デザインと分離 どちらでもOK)

【例4】

- ◆みやたんの吹き出し言葉として適切でないと思われる内容はNG

×NG例



みやたんも〇〇社の
〇〇商品をおす
すすめするよ!

○使用可能



みんな
来てね!

◆使用できない場合(使用許可の制限)

○「西宮市 100 周年」のデザイン使用に関して次に該当する場合は、使用の許可をいたしません。

- (1) デザインの使用によって誤認または、混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (2) 西宮市のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (3) 立体物で、その表現がロゴマーク、キャッチフレーズ、キャラクターの立体物と認められないとき。
- (4) 宗教的行事、宗教的活動、政治的活動に使用するとき。または、そのような誤解を生じさせるとき。
- (5) 社会問題に関する主義主張及び係争中の声明に関する活動に使用するとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が利用する場合（※販売先が同営業を行うものである場合も含む）
- (7) 西宮市広告掲載基準第 4 条に定める規制業種又は事業者該当する者が利用するとき。
- (8) 使用する内容が西宮市広告掲載基準第 5 条に定める掲載基準に満たないとき。
- (9) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがあると認めるとき。
- (10) 自己の商標や意匠とするなど、独占的にしようするとき。またはそのおそれがあると認めるとき。
- (11) その他、ロゴマーク、キャッチフレーズ、キャラクターの使用が適当でないと認めるとき。

◆使用権の設定契約（有償使用の場合）

「みやたん」のキャラクター使用が有償となる場合は、西宮市が「みやたん」の使用権の管理を委任している一般社団法人にしのみや観光協会と使用権の設定契約を締結する必要があります。

◆使用許諾料（有償使用の場合）

「みやたん」のキャラクター使用が有償となる場合は、次に掲げる使用許諾料が必要となります。

1. 使用許諾料 販売価格の4%

使用許諾料の算出方法

$$\text{販売小売価格(消費税含む)} \times \text{予定生産数} \times 4\%$$

※原則は上記の算出方法で使用許諾料を計算しますが、商品種別または商品製造方法等により、上記算出方法が適さない場合には、別途個別に使用許諾料を決定させていただくことがあります。

2. 使用許諾料の納入

使用許諾料は、指定の期日までに、別途お知らせする口座（一般社団法人にしのみや観光協会）へ振込んで下さい。この場合の振込み手数料は使用者負担となります。
なお、納入いただいた使用許諾料は、理由の如何を問わず返金いたしません。

◆完成品の提供（有償使用の場合）

有償使用の場合、販売を開始するに先立ち、著作物の品質保持・管理の為に、種類ごとに5つの完成品を事前に一般社団法人にしのみや観光協会に提供してください。

③使用申請の手続き

前提として、本マニュアルの内容を十分に理解し、別紙の「西宮市市制施行100周年ロゴマーク・キャッチフレーズの取扱い規定」に同意したうえでご申請ください。

1. 必要書類

申請の際はロゴマーク等を「何」に使うかを具体的に提示していただく必要があります。申請様式2の「制作物リスト」に記載する内容が具体的に決まった段階で申請を行ってください。一回の申請で複数の制作物を一括して申請できます。

(1) 「西宮市100周年に関する申請書」(申請様式1)

※2回目以降の申請では省略可能

(2) 「制作物リスト」(申請様式2)

※有償かどうかの判断は本マニュアルのP2をご参照ください

また、無償を選択された場合でも、西宮市が「有償が妥当」と判断する場合がありますが、その際は通知を送付する前に確認の連絡をさせていただきます

(3) その他、各様式で指定される添付書類(必要な場合のみ)

※西宮市100周年の冠付事業も申請される際は、必要事項を確認のうえ、申請様式3等も添付してください

2. 宛先

以下のとおり、電子メールにて必要書類を提出のこと。

件名： 西宮市100周年応援申請

本文： 不要

宛先： 2025-100th@nishi.or.jp

(西宮市役所 政策推進課 周年事業チーム)

3. 西宮市からの返送物

(1) 許可の場合

以下をメールで送付

- ・利用許諾書(許可制作物一覧)
- ・「制作物リスト」(申請様式2)(事務局追記版)
- ・(一部不許可の場合)不許諾通知書(不許可制作物一覧)
- ・デザインマニュアル

(2) 不許可の場合

以下をメールで送付

- ・不許諾通知書(不許可制作物一覧)

4. (有償使用時)にしのみや観光協会からの返送物

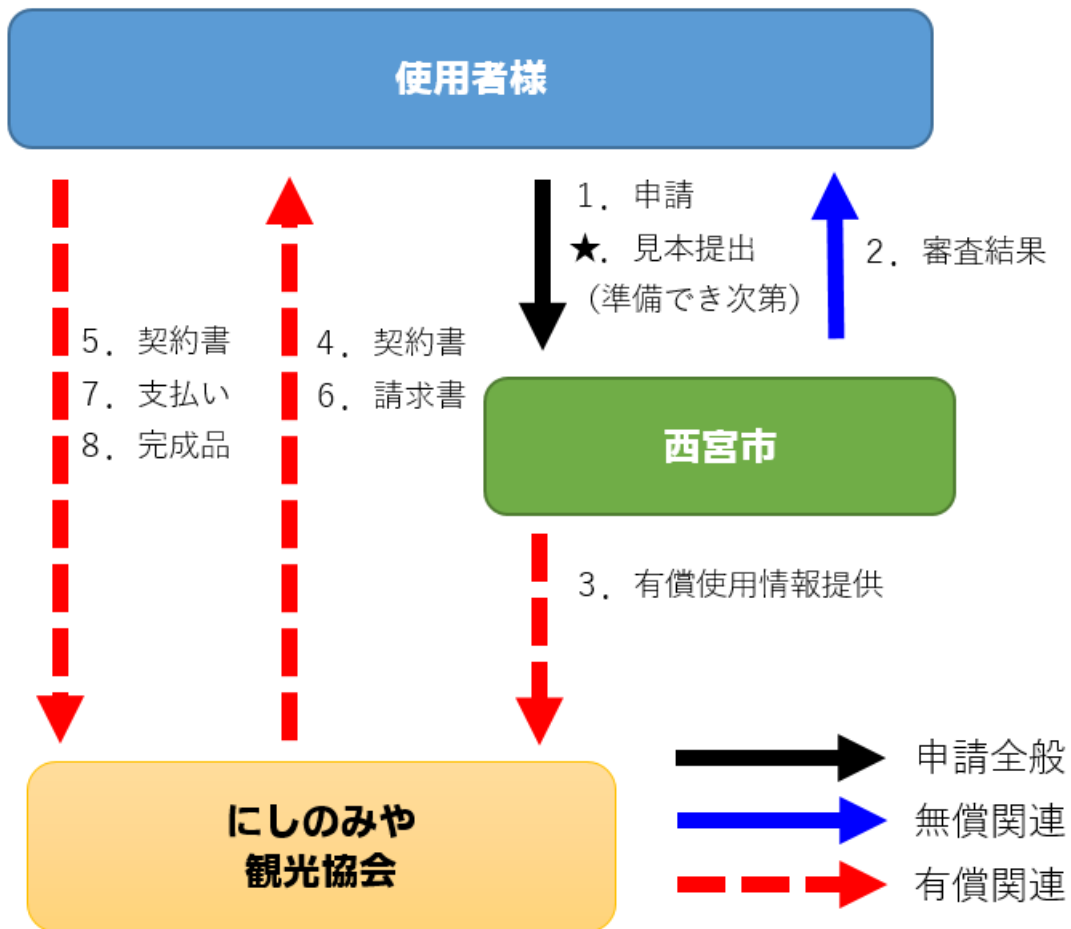
有償使用の案件があり、かつ許可された場合、

3. の書類に加えて、にしのみや観光協会から以下を郵送で送付

- ・(有償使用件数分)使用権設定契約書(許可時)
- ・(有償使用件数分)請求書(契約後)

【申請の概略図】

申請より使用権設定契約の締結（または使用許諾の通知）まで1～2週間程度を要します。



※1. 有償時は、にしのみや観光協会とのやり取りが発生しますが、申請（変更含む）は西宮市宛てのみで構いません。必要な情報を西宮市からにしのみや観光協会に展開いたします。

※★. 見本段階でのデータ提出は、無償と有償を問わず、西宮市に送付してください。提出のタイミングは2.以降であれば準備でき次第で構いません

※8. 完成品の提供は、有償時のみで、宛先はにしのみや観光協会になります。

- ・本マニュアルや取扱い規定に記載の遵守事項をお読み頂き、正しくご利用ください。
- ・申請書に記載の添付書類もお忘れなきよう、お願いいたします。特に、食品を扱う場合は、複数の添付書類が必要になりますので、ご注意ください。

④許諾期間と使用変更・使用追加の手続き

許諾期間は、特に定めのない場合、使用許諾を受けた日から西宮市 100 周年期間終了（2026 年 3 月 31 日）までになります。2026 年 4 月 1 日以降は、新規の申請は受け付けず、西宮市 100 周年のロゴマークとキャッチフレーズの使用もお控えください。

下記の事由等が発生した場合には変更または追加申請が必要になりますので、有償・無償問わず、下記のとおり申請書等をご提出ください。なお、有償使用に関わる変更や追加があった際は、さらに使用権の設定契約や許諾料の支払いが発生することがあります。

○変更・追加申請が必要となる場合（無償・有償使用共通）

1. 申請様式 2 で申請した内容に変更または追加があるとき。

例：

- ・制作物の種別が予定から変更になった
- ・新たな制作物を予定している
- ・許諾期間内に生産予定数を追加する※1
- ・販売小売価格を変更する※2

2. その他当初許諾内容に変更があったとき

申請書類：・使用許可時に西宮市が送付した「制作物リスト」（申請様式 2）に修正・追加を加えたもの
・「みやたん」キャラクター通常使用権設定契約書（有償用）の写し

宛先等：以下のとおり、電子メールにて必要書類を提出のこと。

件名： 西宮市 100 周年応援 変更申請

本文： 変更の概要と変更理由、現在の在庫数（その他の挨拶等は不要です）

宛先： 2025-100th@nishi.or.jp

（西宮市役所 政策推進課 周年事業チーム）

※1 西宮市 100 周年期間終了後（2026 年 4 月 1 日以降）の追加生産はお控え下さい。許諾期間終了後に商品等のキャラクター使用物の在庫が残っている場合で、引き続き販売、配布等するにあたっては、新規・変更ともに申請は必要ありません。

※2 ただし、有償使用で在庫分の価格を変更して引き続き販売する場合は、許諾期間終了後であっても、変更申請書を提出の上、使用許諾料の差額分を追加でお支払いください（ただし、値下げによる差額分の使用許諾料は返金いたしません）。

【お問い合わせ】

西宮市役所 政策推進課 周年事業チーム

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3

TEL 0798-35-3125

E-mail 2025-100th@nishi.or.jp

西宮市 100 周年デザイン使用 Q & A

- Q 1. 商品に西宮市 100 周年デザインを使用したいのですが、使用料は発生するのでしょうか？
- A 1. 本マニュアル②の「みやたん組み合わせ版」や「キャラクター単体」で示すような、西宮市キャラクターの「みやたん」を表示したバージョンを、商品の販売または企業PRのための配布用商品などに使う際は有償となります。それ以外の用途や、同じ用途でも、ロゴマークとキャッチフレーズ部分のみを使う場合は、申請のうえ、無償で使用できます。
- Q 2. 個人が使用する場合でも、使用申請が必要ですか？
- A 2. ご家庭等で年賀状等に使用される場合は、使用申請は不要です。
- Q 3. 申請書の提出は紙での郵送でもよいですか？
- A 3. 申請書は原則、メールでのご提出でお願いいたします。
- Q 4. 店内掲示のポップ広告（商品の広告）についても、新たに申請する必要がありますか？
- A 4. ポップ広告は、販売商品の店内広告であり、販売される商品と一体的なものとみなし、申請いただいた商品の中に含めます。ポップ広告には使用許諾番号を表示してください。有償の場合の使用許諾料は、商品に対してのみお支払いただきます。
- Q 5. 商品と一緒にその商品のカタログやチラシを作ってPRしたいのですが、商品とカタログ・チラシのそれぞれで申請が必要ですか？
- A 5. 商品の販売手段としてカタログやチラシを作られますので、商品の申請のみで結構ですが、見本の提出の際に、そのカタログやチラシのデータも添付してください。有償の場合の使用許諾料は商品のみが発生します。
- Q 6. 西宮市 100 周年のデザインを用いた商品の台紙の作成に当たり、注意すべきことはありますか？
- A 6. 商品の製造責任・販売責任を明確にするため、台紙には会社名と連絡先（電話番号）を入れるようにしてください。スペース等の問題により台紙への掲載が困難な場合には、会社名と連絡先を書いたシールを、商品の袋等に張っていただくようお願いします。
- Q 7. 弁当や惣菜のふたや掛け紙に西宮市 100 周年のデザインを使用してよいですか？
- A 7. 弁当や総菜類の中身・容器への使用については、食の安全性の確保の観点から、西宮市内で製造され、かつ、西宮市内で販売される場合のみに限ります。
※食品へのキャラクター使用については「西宮市市制施行 100 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズの取扱い規定（食品用）」をよくお読み下さい。
- Q 8. 市外の A 社で製造した加工食品を市内の 5 社に卸して販売してもらおうのですが、申請は市外の A 社になるのですか？それとも市内の 5 社になるのですか？
- A 8. 食品への使用は、会社が 1 年以上西宮市内にあり、西宮市内で製造または販売をする場合に限ります。具体的には、西宮市内での製造であれば市内および市外において販売していただけますが、西宮市外での製造の場合は、市内業者による市内販売のみに限らせていただきます。したがって、今回の場合、A 社は市外業者のため申請はしていただけませんので、市内の 5 社においてそれぞれ申請していただくこととなります。
- Q 9. A 社から 10 社の小売業者に商品を卸売しており、小売業者の販売価格がばらばらの場合、申請の際の販売小売価格の書き方はどうすればよいですか？
- A 9. 卸売業者が申請される場合も、卸売価格ではなく、小売業者の販売小売価格をお調べいただき、記入してください。本件のように 10 社の販売小売価格が違う場合には、それらの平均価格（1 円未満切捨て）を記載してください。使用許諾料は販売小売価格に基づき決

定いたしますので、卸売をされている場合でも、必ず販売小売価格を把握していただくようお願いいたします。

Q10. 受注生産のため、事前に数量を報告できない場合はどうすればよいですか？

A10. 申請内容を検討し、やむを得ない場合は許諾期間終了後の精算払いとします。

Q11. 西宮市 100 周年のデザインの自動販売機を設置したいのですが、許諾料はいくらですか？

A11. 通常の許諾料算出方法が適さない場合には、別途個別に使用許諾料を決定させていただくことがあります。例えば、別の案件で西宮市にラッピング自動販売機の申請をいただいた際は、1 台あたり 10,000 円の許諾料をいただいております。